

川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う
長期施設管理方針の策定」
(補足説明資料)

2023年9月13日
九州電力株式会社

川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

川内原子力発電所原子炉施設保安規定を以下のとおり変更する。

1. 1号炉及び2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の策定

1号炉は令和6年7月4日に、また、2号炉は令和7年11月28日に、運転を開始した日以後40年を経過することから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条及び保安規定第118条の6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に基づき、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施した。この評価結果に基づき、長期施設管理方針を策定したことから、関連する次の条文の変更を行う。

【変更する条文】

- ・第118条の6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）
- ・添付6（長期施設管理方針）

以上

目 次

(補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

補足説明資料—1

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
関連する実用炉規則	○実用炉規則の該当箇所を明確にする。
保安規定審査基準	○保安規定審査基準の該当箇所を明確にする。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、関連する実用炉規則及び保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第 2 条の 2	関係法令及び保安規定の遵守	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項又は第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規第 1912257 号-2(令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるよう定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
		第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
		第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
		第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	<p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を來すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p> <p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、電気事業法第 43 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	第 4 条	保安に関する組織	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】		第 5 条	保安に関する職務	—
		第 4 条	保安に関する組織	—
		第 5 条	保安に関する職務	—
		第 8 条	原子炉主任技術者の選任	—
		第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
		第 6 条	原子力発電安全委員会	—
		第 7 条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
		第 8 条	原子炉主任技術者の選任	—
		第 8 条の 2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	—
		第 9 条の 2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
		第 7 条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
		第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第 9 条の 2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 7 号 【保安教育】	<p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p>	第 129 条	所員への保安教育	—
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	—
		第 129 条	所員への保安教育	—
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	—
		第 129 条	所員への保安教育	—
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	—
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条 所員への保安教育	—
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第130条 請負会社従業員への保安教育	—
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第11条 構成及び定義	—
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第12条 運転員等の確保	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2 運転管理業務	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第14条 運転管理に関する社内基準の作成	—
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第15条 引継	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能について、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイラанс」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第12条の2 運転管理業務	—
		第16条 原子炉起動前の確認事項	—
		第17条 火災発生時の体制の整備	—
		第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	—
		第17条の2 火山影響等発生時の体制の整備	—
		第17条の3 その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第17条の3の2 有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第17条の4 火山活動のモニタリング等の体制の整備	—
		第17条の5 資機材等の整備	—
		添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	—
		第18条 水質管理	—
		第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—
		第19条 停止余裕	—
		第20条 臨界ボロン濃度	—
		第21条 減速材温度係数	—
		第22条 制御棒動作機能	—
		第23条 制御棒の挿入限界	—
		第24条 制御棒位置指示	—
		第25条 炉物理検査 モード1	—
		第26条 炉物理検査 モード2	—
		第27条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
		第28条 原子炉熱出力	—
		第29条 热流束熱水路係数（FQ(Z)）	—
		第30条 核的エンタルビ上昇熱水路係数（FN△II）	—
		第31条 軸方向中性子束出力偏差	—
		第32条 1/4 炉心出力偏差	—
		第33条 計測及び制御設備	—
		第34条 DNB比	—
		第35条 1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—
		第36条 1次冷却系 モード3	—
		第37条 1次冷却系 モード4	—
		第38条 1次冷却系 モード5（1次冷却系満水）	—
		第39条 1次冷却系 モード5（1次冷却系非満水）	—
		第40条 1次冷却系 モード6（キャビティ高水位）	—
		第41条 1次冷却系 モード6（キャビティ低水位）	—
		第42条 加圧器	—
		第43条 加圧器安全弁	—
		第44条 加圧器逃がし弁	—
		第45条 低温過加圧防護	—
		第46条 1次冷却材漏えい率	—
		第47条 蒸気発生器細管漏えい監視	—
		第48条 余熱除去系への漏えい監視	—
		第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	—

実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで
【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		第 50 条 蓄圧タンク	—
		第 51 条 非常用炉心冷却系 一モード1、2 及び3 —	—
		第 52 条 非常用炉心冷却系 一モード4 —	—
		第 53 条 燃料取替用水タンク	—
		第 54 条 ほう酸注入タンク	—
		第 55 条 原子炉格納容器	—
		第 56 条 原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第 57 条 原子炉格納容器スプレイ系	—
		第 58 条 アニュラス空気浄化系	—
		第 59 条 アニュラス	—
		第 60 条 主蒸気安全弁	—
		第 61 条 主蒸気隔離弁	—
		第 62 条 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第 63 条 主蒸気逃がし弁	—
		第 64 条 補助給水系	—
		第 65 条 復水タンク	—
		第 66 条 原子炉補機冷却水系	—
		第 67 条 原子炉補機冷却海水系	—
		第 68 条 制御用空気系	—
		第 69 条 中央制御室非常用循環系	—
		第 70 条 安全補機室空気浄化系	—
		第 71 条 外部電源	—
		第 72 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3 及び4 —	—
		第 73 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3 及び4以外 —	—
		第 74 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第 75 条 非常用直流電源 一モード1、2、3 及び4 —	—
		第 76 条 非常用直流電源 一モード5、6 及び照射済燃料移動中 —	—
		第 77 条 所内非常用母線 一モード1、2、3 及び4 —	—
		第 78 条 所内非常用母線 一モード5、6 及び照射済燃料移動中 —	—
		第 79 条 1次冷却材中のほう素濃度 一モード6 —	—
		第 80 条 原子炉キャビティ水位 —燃料移動中 —	—
		第 81 条 原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中 —	—
		第 82 条 使用済燃料ピットの水位 及び水温	—
		第 83 条 重大事故等対処設備	—
		第 83 条の 2 特重施設を構成する設備	—
		第 84 条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第 84 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
		第 85 条 運転上の制限の確認	—
		第 86 条 運転上の制限を満足しない場合	—
		第 88 条 運転上の制限に関する記録	—
		第 12 条の 2 運転管理業務	—
		第 89 条 異常時の基本的な対応	—
		第 90 条 異常時の措置	—
		第 91 条 異常収束後の措置	—
		添付 1 異常時の運転操作基準(第90条関連)	—
8.	サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が發揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。		
9.	LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応自安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		
10.	LCO に係る記録の作成について定められていること。		
11.	LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講すべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてATO内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 87 条	予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 3. 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。 5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 7. 運転期間が 1 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条	原子力発電安全委員会	—
	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 7 条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 103 条の 2	管理区域の設定・解除	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	添付 4	管理区域図（第 103 条及び第 104 条関連）	—
	第 104 条	管理区域内における区域区分	—	
	第 105 条	管理区域内における特別措置	—	
	第 106 条	管理区域への出入管理	—	
	第 106 条	管理区域への出入管理	—	
	第 107 条	管理区域出入者の遵守事項	—	
	第 114 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	第 115 条	発電所外への運搬	—	
	第 108 条	保全区域	—	
	添付 5	保全区域図（第 108 条関連）	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 109 条	周辺監視区域	—
	第 116 条	請負会社の放射線防護	—	
	第 117 条	頻度の定義	—	
	第 99 条	放射性液体廃棄物の管理	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
【排気監視設備及び排水監視設備】	<p>められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものとの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—
	<p>1. 放射線業務従事者が受けた線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 國際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けた線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関するについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	第101条	放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】		第110条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第98条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第111条	床・壁等の除染	—
		第112条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第115条	発電所外への運搬	—
		—	【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
		第98条の5	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	第103条の2	管理区域の設定・解除	—
		第104条	管理区域内における区域区分	—
		第107条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第111条	床・壁等の除染	—
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第101条	放出管理用計測器の管理	—
		第113条	放射線計測器類の管理	—
		第101条	放出管理用計測器の管理	—
		第113条	放射線計測器類の管理	—
		第92条	新燃料の運搬	—
		第93条	新燃料の貯蔵	—
		第96条	使用済燃料の貯蔵	—
		第97条	使用済燃料の運搬	—
		第92条	新燃料の運搬	—
		第97条	使用済燃料の運搬	—
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】		第95条	燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	<p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に際し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出</p>	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
		第98条の4	輸入廃棄物の管理	—
		第99条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
		第99条	放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	<p>物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>			
<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常の場合に講ずべき処置】</p>	<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。 <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行つた放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に關し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>			
<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に關すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に關することを含む。）に關すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に關すること。 			

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>（2）（1）に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に係ること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>第 17 条の 2 の 2</p> <p>火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 3</p> <p>その他自然災害発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 4</p> <p>火山活動のモニタリング等の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 5</p> <p>資機材等の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 6</p> <p>重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 7</p> <p>大規模損壊発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>添付 2</p> <p>火災、内部漏水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>—</p> <p>添付 3</p> <p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準</p> <p>—</p>	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第 6・7 条に定める記録について、その記録の管理に係ること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第 1・3・4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に關する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記さ</p>	<p>第 131 条</p> <p>記録</p> <p>—</p> <p>第 131 条</p> <p>記録</p> <p>—</p> <p>第 132 条</p> <p>報告</p> <p>—</p> <p>第 9 条</p> <p>原子炉主任技術者の職務等</p> <p>—</p> <p>第 132 条</p> <p>報告</p> <p>—</p> <p>第 132 条</p> <p>報告</p> <p>—</p>	

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	れでいること。			
	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年1月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第118条の6	施設管理計画	—
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	有
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	添付6	長期施設管理方針(第118条の6関連)	有
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	—	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	添付6	長期施設管理方針(第118条の6関連)	有
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断することなどが定められていること。	第118条の4 第118条の5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第94条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第118条	施設管理計画	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—
		第1条	目的	—

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定期文書	社内規定文書 記載内容の概要
(保安規定) 第92条 法第44条第3項の三の二十一第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることと並びに経年劣化に係る技術的な評価に係ること)及び長期施設管理方針を含む。)	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期保守管理方針の策定	保修基準(既存)	・保修基準において、策定した長期施設管理方針の内容を保全計画に反映することは記載済であり、社内標準の変更は不要である。
十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることと並びに経年劣化に係る技術的な評価に係ること)及び長期施設管理方針を含む。	実用炉規則第92条第1項第18号 2.発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に係る高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第8.2条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物 ^{※1} 並びに重大事故等対処設備 ^{※2} (以下、「機器及び構造物」という。)について、各号炉ごと、運転期間延長認可申請 ^{※3} をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定 ^{※4}	2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可 ^{※5} を受けた延長期間が10年を超える場合には、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)、(2)の事項を実施する。 3 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項又は第2項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項又は第2項において策定した長期施設管理方針を変更する。 4 1号炉及び2号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。	※ 1 : 動作する機能を有する機器及び構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※ 2 : 「重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器・構造物のすべてをいう。	
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実則が規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>※ 3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 4 : 延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 5 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>※ 3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 4 : 延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 5 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>※ 3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 4 : 延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 5 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>※ 3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 4 : 延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 5 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>※ 3 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 4 : 延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 5 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>

添付 6 長期施設管理方針

(1) 1号炉 長期施設管理方針
(始期：令和6年7月4日、適用期間：20年間)

No.	施設管理の項目	実施時期 ※ 1
1	原子炉容器脚部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・炉材量を勘案して第6回監視試験を実施する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期

※ 1 : 実施時期における、中長期とは、令和6年7月4日から10年間、長期とは、令和6年7月4日からの20年間をいう。

(2) 2号炉 長期施設管理方針
(始期：令和7年11月28日、適用期間：20年間)

No.	施設管理の項目	実施時期 ※ 1
1	原子炉容器脚部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・炉材量を勘案して第5回監視試験を実施する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期

※ 1 : 実施時期における、中長期とは、令和7年11月28日から10年間、長期とは、令和7年11月28日からの20年間をいう。

補足説明資料－2

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置（変更）許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>黄色マーカー</u>」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>黄色マーカー</u>」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
保安規定に記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	添付書類 八
	①	11. 運転保守

設置（変更）許可申請書【本文】 2020.10.21	設置（変更）許可申請書【添付書類八】 2020.10.21	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載するべき内容	記載の考え方 記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書（既存）	社内規定文書 記載内容の概要
		(原 子 炉 施 設 の 經 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 價 及 び 長 期 施 設 管 理 方 鈔) 11. 運転保守: 11.1 運転保守の基本方針 原 子 炉 施 設 の 運 転 保 守 の 基 本 方 鈔 及 び 基 本 設 計 で 前 提 と し た 運 転 管 理 事 項 は、「核原 料 物 質、核燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 関 す る 法 律」第 4.3 条 の 3 の 2.4 の 規 定 に 基 づ く 「川 内 原 子 炉 発 電 所 原 子 炉 施 設 保 安 規 定（以下「保 安 規 定」とい う。）等 に お い て 規 定 す る。 (省略)	要 求 事 項 及 び 法 令 等 へ 適 合 す る 事 項 を 確 実 に 実 施 す る た め に 必 要 な 事 項 は 保 安 規 定 に 記 載 す る。 原 子 力 管 理 部 長 は、機 器 及 び 構 造 物 に つ いて は、 各 号 炉 ご と、認 可 ^{※5} を 受 け た 延 長 期 間 が 10 年 を 超 る 場 合 に お い て は、営 業 運 転 を 開 始 し た 日 以 後 50 年 を 経 過 す る 日 ま で に、実 施 手 順 及 び 施 行 体 制 を 定 め、 こ れ に 基 づ き 前 項 (1)、(2) の 事 項 を 實 施 す る。 3 原 子 力 管 理 部 長 は、第 11 条 の 2 に 定 め る 原 子 炉 の 運 転 期 間 を 変 更 す る 場 合、あ る い は そ の 他 第 1 項 又 は 第 2 項 に 規 定 す る 経 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価 を 行 う た め に 設 定 す る 条 件、評 価 方法 を 變 更 す る 場 合 は、当 该 評 価 の 定 期 的 な 評 価 の 記 録 ま た は、保 安 管 理 の 定 期 的 な 評 価 の 記 録 を 保 存 す る。 4 1 号 炉 及 び 2 号 炉 の 長 期 施 設 管 理 方 鈔 は 添 付 6 に 示 す も の と す る。	保 修 基 準 （既存）	・ 保 修 基 準 に お い て、策 定 し た 長 期 施 設 管 理 方 鈔 の 内 容 を 保 全 計 画 に 反 映 す る こ と は 記 載 す る べ き 事 件 で あ る。 ・ 長 期 施 設 管 理 方 鈔 の 内 容 を 保 全 計 画 に 反 映 す る こ と は 記 載 す る べ き 事 件 で あ る。
		11.7 保 守 管 理 発 用 原 子 炉 施 設 の 保 守 管 理 は、保 守 管 理 計 画 を 定 め、発 用 原 子 炉 施 設 を 構 成 す る 構 造 物、系 統 及 び 機 器 に つ い て、保 守 管 理 の 重 要 項 分 類 を 行 い、 こ の 重 要 度 に 応 じ て 行 う。 発 用 原 子 炉 施 設 の 性 能 を 維 持 す る た め に、保 全 が 必 要 な 対 象 構 造 物、系 統 及 び 機 器 を 定 め、保 全 の 施 行 と そ の 結 果 の 離 論 及 び 評 価 等 を 適 切 に 行 う。 ま た は、保 守 管 理 の 定 期 的 な 評 価 の 記 録 を 保 存 す る。	2 原 子 力 管 理 部 長 は、機 器 及 び 構 造 物 に つ いて は、 各 号 炉 ご と、認 可 ^{※5} を 受 け た 延 長 期 間 が 10 年 を 超 る 場 合 に お い て は、営 業 運 転 を 開 始 し た 日 以 後 50 年 を 経 過 す る 日 ま で に、実 施 手 順 及 び 施 行 体 制 を 定 め、 こ れ に 基 づ き 前 項 (1)、(2) の 事 項 を 實 施 す る。 3 原 子 力 管 理 部 長 は、第 11 条 の 2 に 定 め る 原 子 炉 の 運 転 期 間 を 変 更 す る 場 合、あ る い は そ の 他 第 1 項 又 は 第 2 項 に 規 定 す る 経 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価 を 行 う た め に 設 定 す る 条 件、評 価 方法 を 變 更 す る 場 合 は、当 该 評 価 の 定 期 的 な 評 価 の 記 録 ま た は、保 安 管 理 の 定 期 的 な 評 価 の 記 録 を 保 存 す る。 4 1 号 炉 及 び 2 号 炉 の 長 期 施 設 管 理 方 鈔 は 添 付 6 に 示 す も の と す る。	該 当 規 定 文 書 （既存）	※ 1：動 作 す る 機 器 を 有 す る 機 器 及 び 構 造 物 に 関 し、 原 子 炉 施 設 の 供 用 に 伴 う 劣 化 の 状 況 が 的 確 に 把 握 さ れ る 簡 所 を 除 く。 ※ 2：「重 大 事 故 等 対 处 施 設」とは、実 用 発 用 原 子 炉 及 び そ の 附 属 施 設 の 位 置、構 造 及 び 設 備 の 基 準 に 關 す る 規 則 第 43 条 第 2 項 に 規 定 さ れ る 常 設 重 大 事 故 等 対 处 施 設 に 属 す る 機 器・構 造 物 の すべて を い う。 ※ 3：移 原 料 物 質、核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 關 す る 法 律 第 43 条 の 3 の 32 第 4 項 に 規 定 さ れ る 申 請 を い う。 ※ 4：延 長 す る 期 間 の 滿 了 日 ま で の 方 鈔 を 策 定 す る。 ※ 5：核 原 料 物 質、核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 關 す る 法 律 第 43 条 の 3 の 32 第 2 項 に 規 定 さ れ る 認 可 を い う。

上流文書（設置（変更）許可申請書）から保安規定への記載内容（添付書類八）

設置（変更）許可申請書【本文】 2020.10.21	設置（変更）許可申請書【添付書類八】 2020.10.21	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
No.	施設管理の項目	実施時期 ※1	
添付 6 長期施設管理方針 (1) 1号炉 長期施設管理方針 (始期：令和6年7月4日、適用期間：20年間)	原子炉容器部（炉心領域）の中性子照射強化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験を実施する。 原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期	
(2) 2号炉 長期施設管理方針 (始期：令和7年11月28日、適用期間：20年間)	原子炉容器部（炉心領域）の中性子照射強化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。 原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期	

※1：実施時期における、中長期とは、令和6年7月4日から10年間、長期とは、令和6年7月4日から20年間をいう。

(2) 2号炉 長期施設管理方針
(始期：令和7年11月28日、適用期間：20年間)

※1：実施時期における、中長期とは、令和7年11月28日からの10年間、长期とは、令和7年11月28日からの20年間をいう。